

洲本市告示第108号

洲本市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

洲本市長 上 崎 勝 規

洲本市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施については、同法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は、洲本市（以下「市」という。）とする。

2 事業については、子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年3月30日付け成環第104号こども家庭庁成育局長通知別紙。以下「国要綱」という。）及び子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて（令和6年3月30日付け成環第107号こども家庭庁成育局長通知別添）の定めるところにより実施することを例とする。

3 第1項の場合において、市は、国要綱第2項ただし書の規定により、その適切と認めた者に事業の一部の実施を委託することができる。

(支援対象者)

第3条 事業による支援（以下「支援」という。）の対象者は、国要綱第4項に規定する対象者で市の区域内に住所を有するものとする。

(支援内容)

第4条 支援の内容は、国要綱第3項に定めるところによる。ただし、支援の実施は、市の区域内に限り、原則として、洲本市の休日を定める条例（平成18年洲本市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。

2 支援の期間は、次条第1項の承認があった日から3か月以内の期間とする。

3 前条の対象者（以下「対象者」という。）の居宅を訪問してする支援の回数及び時

間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 回数 1週間当たり概ね2日を限度として、1日につき2回以内

(2) 時間 1回の訪問につき2時間以内

- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に支援が必要と認められる対象者があるときは、洲本市要保護児童対策協議会設置要綱（平成18年洲本市告示第232号）第5条に規定する個別ケース検討会議（以下「個別ケース会議」という。）の意見を聴いて、前2項に規定する支援の期間、回数又は時間を変更することができる。

（利用承認の申請）

第5条 対象者は、事業を利用しようとするときは、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者（以下「対象世帯員」という。）の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票記載事項証明書

(2) 対象世帯員の生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護決定通知書の写し又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る非課税証明書若しくは課税証明書

(3) 対象者に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子健康手帳の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 対象者が未成年者又は成年被後見人であるときは、その法定代理人が第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、当該法定代理人は、代理権を証する書面を市長に提出しなければならない。

（承認の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「申請」という。）があつたときは、その内容を審査し、個別ケース会議の意見を聴いて、事業の利用の承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、事業の利用の承認を決定したときにあつては子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）により、事業の利用の不承認を決定したときにあつては子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知するものとする。

- 3 法第21条の18第2項の規定により、支援の提供をしようとするときは、申請によらず、別に定めるところにより、同項に規定する者に対し、事業の利用を承認することができる。

(費用の負担)

第7条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業を利用したときは、別に定める納期限までに、別表左欄に掲げる当該利用者の属する世帯の区分に応じてそれぞれ同表右欄に定める額の利用料を市（第2条第3項の規定により事業の実施を委託した場合にあっては、当該事業の実施を受託した者）に納付しなければならない。

- 2 前項の利用料のほか、事業の利用に必要な実費は、利用者の負担とする。

(承認の変更)

第8条 利用者は、第6条第1項又は第3項の承認（以下「承認」という。）を受けた事業の利用の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 市長は、利用者の状況を勘案して必要があると認めるときは、承認の内容を変更することができる。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号いずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 自ら事業の利用の廃止を届け出たとき。
- (4) 第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業を利用させることが適当でないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書（様式第4号）により、当該承認を取り消された者に通知するものとする。

(訪問支援員の要件)

第10条 訪問支援員（国要綱第1項に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。）の要件

については、国要綱第5項第1号に定めるところによる。

（訪問支援員の服務）

第11条 訪問支援員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）のほか、国要綱第6項に規定する事項を遵守しなければならない。

2 訪問支援員は、別に定めるところにより、定期又は随時に支援の実施の状況を市長に報告しなければならない。

（報告）

第12条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、利用者又はその法定代理人に対して、報告又は書類その他の物件を提出若しくは提示を求めることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

世帯の区分	利用料（(1)及び(2)の合計額）	
	(1) 事業の利用1時間当たり	(2) 事業の利用1回につき
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市町村民税非課税世帯	0円 （年間利用時間が96時間を超えた利用者にあつては、300円）	0円 （年間利用時間が96時間を超えた利用者にあつては、190円）
3 市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯	0円 （年間利用時間が48時間を超えた利用者にあつては、600円）	0円 （年間利用時間が48時間を超えた利用者にあつては、370円）
4 上記以外の世帯	1,500円	930円

備考

- この表において「生活保護世帯」とは、対象世帯員が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である世帯をいう。

- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、対象世帯員が申請の日の属する年度（当該申請の日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）である世帯をいう。
- 3 この表において「市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯」とは、対象世帯員について申請の日の属する年度（同日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が77,101円未満である世帯をいう。
- 4 この表において「年間利用時間」とは、利用者が一の市の会計年度において利用した事業の合計時間をいう。

年 月 日

洲本市長

様

申 請 者 住 所

（対象者）氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号（ ）

（対象者が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人が申請してください。）

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

次のとおり子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、洲本市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

利用を希望する理由	
希 望 す る 支 援 の 内 容	1 家事支援（食事の準備及び片付け・洗濯・掃除・買物等） 2 育児・養育支援（授乳・離乳食の介助・おむつ交換、 衣類の着脱の世話・沐浴の介助、 保育所等への送迎支援等） 3 その他（ ）

利用を希望する日時	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	回 数	週間に 回、1回当たり 時間 分		
	曜 日	月 午前・午後 : ～午前・午後 :		
	・	火 午前・午後 : ～午前・午後 :		
	時間帯	水 午前・午後 : ～午前・午後 : 木 午前・午後 : ～午前・午後 : 金 午前・午後 : ～午前・午後 :		
対象世帯員※	氏 名（同意印）	生年月日	対象者との続柄	職 業
	㊞	年 月 日	本人	
	㊞	年 月 日		
	㊞	年 月 日		
	㊞	年 月 日		
	㊞	年 月 日		

（対象世帯員の同意事項）

要保護児童、要支援児童若しくは特定妊婦に関する情報、住民基本台帳に記録された情報、市町村民税（特別区民税を含む。）に関する情報又は被保護者に関する情報その他の対象世帯員の個人情報について、この事業の実施に必要な限度において、市長がその利用目的以外の目的で自ら利用し、又は提供を受け、若しくは公務所若しくは公私の団体に提供することに同意します。

※対象者及び対象者同一の世帯に属する者をいいます。対象者世帯員が未成年者又は成年被後見人であるときは、その法定代理人が同意をしてください。

第 号
年 月 日

様

洲本市長

印

子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった洲本市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり承認しましたので、洲本市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

支 援 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
支 援 回 数	週間に 回、1 回当たり 時間 分
曜 日 ・ 時間帯	月 午前・午後 : ～ 午前・午後 : 火 午前・午後 : ～ 午前・午後 : 水 午前・午後 : ～ 午前・午後 : 木 午前・午後 : ～ 午前・午後 : 金 午前・午後 : ～ 午前・午後 :
支 援 内 容	家事支援 育児支援 その他
利用者負担額	※訪問支援員が生活必需品の買い出しに要した当該生活必需品の実費、交通費等の事業の利用に必要な実費は、利用者の負担となります。

（承認の条件）

- 承認の内容については、利用者の状況を勘案して変更することがあること。
- 承認を受けたこの事業の利用の内容を変更しようとするときは、市長に申請すること。
- この事業の利用を廃止しようとするときは、市長に届け出ること。
- 市長からこの要綱の施行に必要な限度で報告又は書類その他の物件を提出若しくは提示を求められた場合は、これに応ずること。
- 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消す場合があること。
 - 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
 - 対象者の要件を欠くに至ったとき。
 - 自ら事業の利用の廃止を届け出たとき。
 - 前項に規定する報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
 - 前各号に掲げるもののほか、事業を利用させることが適当でないと認められるとき。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

洲本市長

印

子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯訪問支援事業の利用について、次の理由によりを不承認としましたので、洲本市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

（不承認の理由）

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

洲本市長

印

子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号でした子育て世帯訪問支援事業の利用の承認について、次の理由により取り消しましたので、洲本市子育て家世帯訪問支援事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

（取消しの理由）